



公開 令和 7 年 6 月 18 日  
部署名 総務部税務課  
氏名 仲村 亮彦  
TEL 072-452-1006  
E-mail zeimu@town.kumatori.lg.jp

## 固定資産税の課税誤りについて

別紙のとおり報道提供します。

## 固定資産税の課税誤りについて

令和7年度固定資産税の課税において、一部の納税義務者の課税額に誤りがあることが判明いたしました。

この誤りによる影響のある税額は全体で37,100円となっています。

このような事態を招き深くお詫びするとともに、今後このような事態が発生しないよう、再発防止に向け取り組んでまいります。

### 1. 事案の概要

令和7年度固定資産税の算定において、市街化調整区域内の一部の土地において評価額、課税標準額、税額に誤りが生じた。

#### 【影響額】

	対象者数	全体影響税額
増額となる方	93名	20,900円
減額となる方	98名	16,200円
合計	191名	37,100円

### 2. 発生原因

令和7年度固定資産税（土地）算定において、市街化調整区域内の一部の土地について評価額に補正率が適用されず税額算定され、算定後の確認作業が不十分であったことによるもの。

### 3. 今後の対応

対象となる納税義務者の方に対し、お詫びするとともに税額を改めた賦課決定通知等を行いました。

また、再度このような事案が発生しないよう、あらためて課税システムの処理手順の整理及び周知徹底を図り、納税者の皆さまの信頼に応えるよう再発防止に努めてまいります。